

兵高教組 調査情報

2013年1月18日 34号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

退職金大幅削減

県教委は混乱のない学校運営に責任を持って

高教組は、退職手当大幅削減の問題について要求書を県教委に提出(12/14、12/19)し、退職手当削減条例については修正して2月議会に再提案すること、当面、定年退職予定者が不利な条件で退職を余儀なくされることがないようにすることと学校現場を混乱させないことなどを要求して交渉・折衝を重ねてきました。定年を迎える方が何の心配もなく退職でき、職場にも混乱が起らないよう、県教委は責任をもって対応すべきです。

本年度内に実施する上での問題点

今回の制度改悪の第1の問題点は、3月1日から調整率が104/100から98/100に引き下げられることによって生ずる問題です。2月末までに満60歳を迎えている人は、誕生日以降2月末までに退職すると調整率104/100が適用されます。3月末に退職すると、調整率98/100が適用され退職金が2月末退職と比較して最大約150万円削減されてしまいます。働けば働くほど収入が減るとというのが第1の問題点です。

第2の問題点は、3月の仕事および生徒・保護者・職員との関係です。生徒たちを進級させたい、また3学年の場合には生徒を送り出し保護者にもお礼を述べたい、最後まで仕事を全うしたいというのは、教職員なら誰も考えることです。このような教職員の気持ちを無視して3月1日実施としたことは許しがたいことであり大きな問題です。

県教委の対応の問題点

- 2月末退職者の、3月の臨時任用は原則行わない

高教組は、上述した問題点を指摘し、削減するとしてもせめて(年度毎の)4月1日実施とすべきと要求してきました。また、2月議会にそのように修正提案すべきとも要求しています。もしそれができないなら、2月末に退職しても本人の希望により臨時教職員として引き続き雇用すれば、問題は解決するとの提案も行いました。しかし、県教委は、「2月末退職者を、原則として常勤の臨時的任用はしない。ただし、学校によってさまざまな状況があることから、学校長と十分に相談する」と高教組に回答する一方、校長会では3月の臨時任用を原則として認めない方向で対応するよう指導しています。これでは、教職員の不安は解消されないし、職場は混乱するだけです。

今年末・来年末にも同様の問題が起こる
 県教委は雇用者責任を放棄するな

2段階目、3段階目の削減を来年と再来年の1月1日実施としていることから、今年と来年の12月末に今回と同様の問題が生じます。働けば働くほど収入が減少するなどという施策は、県

教委が雇用者として守るべき最低限の雇用者責任をも放棄したといわざるを得ません。これほど労働者としての誇りと尊厳を傷つけるものはありません。本当に許しがたい対応です。

教職員の良心を苦しめ、誇りを傷つけ、生徒・保護者と教職員の絆を引き裂くような血も涙もない制度を作ったことを、当局は反省し、今からでも遅くはないから修正提案すべきです。

2月末退職の場合は 職場でバックアップを

許しがたい県教委の対応ではありますが、各学校や個人で様々な事情等があることから、2月末までに満60歳を迎える組合員の方々にに対し、高教組として一律に「2月末までに退職すべきである」との方針はとりません。しかし、最大約150万円を超える削減が退職後の人生設計に大きな影響を与えることは間違いありません。さまざまな理由や事情から途中退職を選択された方が不安なく退職できるようにする必要があります。この間2月末退職を考えておられる職員に対して一部管理職が投げつけた「業務を放り出して退職するのか」などという許し難い認識を

職場の雰囲気にはしないことが大切です。

県教委は混乱のない学校運営に責任を持って

どのような理由であれ退職者が出た場合には速やかに補充し教育活動に支障が出ないようにすることは県教委や校長の責務です。退職後のローンの支払い等でやむを得ず退職しなければならない方々に対し、報復・見せしめ・いやがらせとして退職後補充しないなどという対応は絶対にあってはならないことです。

公務員バッシングに負けず、 教職員の生活・権利と教育を守ろう

安倍自公政権のもとで、公務員に対しても、民間大企業で行われているような法を無視したりストラ・合理化がこれから具体化されてくることは間違いありません。その際には教職員をバラバラにし、相互対立を煽る政策が必ずとられます。高教組は、混乱・矛盾を生み出している真の原因はどこにあるのかを明らかにし、教職員の共同の力で教職員の生活と権利、そして教育を守るために引き続き取り組みを進めていきます。

退職の手続き等について

退職手当請求書・添付の履歴書の日付は退職日の意思決定ではありません

県教委は、「これらの書類は退職手当振込先確認等のもので、あらかじめ3月末退職と書かれたものを提出しても、2月末退職の場合は書類を差し替える」と回答しています。

退職の申し出は前日でも可能です

県教委は、「予め分かっているのではない場合、事情により急な退職の申し出にはこれまでも対応している」と回答しています。

再任用に影響はありません

再任用は、定年退職でなくとも、勤続25年以上・退職後5年以内で定年年齢に達していれば再任用の対象となります。今回2月末で退職しても、再任用は通常通り行われます。

退職組合員への説明会を開催します

1月26日(土) 12時30分 ~ 13時30分 西宮市役所東館804
 (阪神西宮歩2分、JR西宮歩10分・阪神電車北沿い)
 14時より同所にて兵庫県教育研究会第1日目が開催されます。